

輪島市監査公表第 27 号

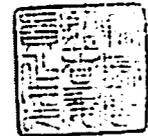
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年10月14日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年10月3日（金） 農業委員会事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度監査資料（平成26年4月から8月まで）及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○機構集積支援事業について、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地基本台帳の電子化・地図化・耕作放棄地所有者への意思確認等を農業委員の方々と共に、事業の取り組みが伺われた。国では、担い手が利用する面積が、今後、10年間で農地面積の8割となることを目標としている。引き続き、農業委員会としての機能を十分に発揮され、事業推進に努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。